

市立病院の対応

問合せ 市立総合病院管理課(9西7)
☎ 22-1650

成人の発熱外来を開始

市立総合病院の本館西側駐車場に、発熱外来、の診察室と待合室を整備し、昨年11月2日から小児科の患者の診察を行っていますが、12月1日から成人の患者の診察を始めました。発熱外来は、外部に空気もれないよう室内を陰圧[※]に保ち、抗ウイルスHEPAフィルター内蔵の換気装置を備えています。
※室内の空気や空気感染する可能性のある細菌が外部に流出しないように、気圧を低くしてある状態。

入院患者のリモート面会サービスを開始

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入院患者の面会は原則禁止していますが、12月1日からインターネットを利用したリモート面会サービスを行っています。

対象病院 市立総合病院、市立栗沢病院

面会日程 祝日を除く月曜から金曜日

面会時間 午後2時、午後2時30分、午後3時、午後3時30分の4枠で、1回当たり10分間

面会方法 インターネット環境のあるパソコン、スマートフォン、タブレット端末を利用するか、サポート拠点にあるタブレット端末を使用

サポート拠点 市役所庶務課、いわみざわ健康ひろば(3西4 第2ポルタビル1階)、地域ヘルスセンター(有明町南1 自治体ネットワークセンター4階)

申込方法 面会希望日の3日前(土・日曜日、祝日を除く)までに、電話またはサポート拠点で

※市立総合病院の面会は、ホームページの申込フォームから申し込みできます。

申込先 (株)はまなすインフォメーション(有明町南1 自治体ネットワークセンター3階) ☎ 25-8106



各種支援

手続きを忘れずに!

期間延長 「新しい生活様式」 対応事業者支援事業

対象	市内の中小企業者、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人 ※個人農業者、医師、歯科医師、助産師、協同組合、医療・宗教・学校・農業・社会福祉法人、任意団体、介護・障がい福祉サービス事業者は対象外。
補助金額	総事業費(補助対象経費)10万円以上に対して一律10万円 ※デリバリー・テイクアウト事業推進は総事業費2万円以上に対して2万円から10万円。
手続きなど	手続きや対象経費など、詳しくは市ホームページをご覧ください
受付期間	2月28日(水)まで(消印有効)
申請・問合せ先	商工労政課



給付額加算 小規模事業者等経営サポート給付金

売り上げが前年同月比で20%以上減少した中小企業に給付金を支給しています。まだ申請をしていない方は、忘れずに申請してください。なお、特別加算対象者には、既に申請書を送付しています。

給付額	●飲食業を営む者 40万円(今回10万円を加算しました。既に30万円の給付を受けた方には12月上旬に追加給付の申請書を送付しています。) ●宿泊業を営む者 30万円 ●それ以外の業種を営む小規模事業者 20万円
手続きなど	手続きや対象者など、詳しくは市ホームページをご覧ください
受付期間	1月29日(金)まで(消印有効)
申請・問合せ先	商工労政課



集中対策期間 1月15日(金)まで 感染リスクを回避する行動の徹底を!

親戚や友人などとの飲食が増える時期ですが、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むため、感染リスクを回避する行動の徹底をお願いします。

問合せ 健康づくり推進課(4西3 であえーる岩見沢3階) ☎ 25-5540

大人数(5人以上)

大声

長時間(2時間を超える)

の飲食を控えてください

自宅を含む



同居者のみの場合を除く

偏見や差別、誹謗中傷、いじめをなくしましょう!

新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があります。感染された方、そのご家族、医療や介護従事者の皆さんがいわれのない偏見や差別、心ない誹謗中傷やいじめなどにより心を痛め、傷つき、悲しんでいます。

困ったときは、1人で悩まず相談してください

新型コロナウイルス人権相談窓口
011-206-0497

受付時間 平日午前9時から午後5時
cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp

北海道のホームページ



期間延長 国民健康保険・後期高齢者医療制度 傷病手当の支給

対象	国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している、次の全てを満たす方 ●給与などの支払いを受けている ●新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状で感染が疑われ、療養のため労務に服することができず、給与などの全部または一部を受けることができない
対象期間	令和2年1月1日から令和3年3月31日の間で、療養のため就労ができなくなった日から起算して、4日目以降就労ができない期間
手続きなど	手続きなど、詳しくはお問い合わせください
申請・問合せ先	国保医療助成課(国民健康保険は国保グループ、後期高齢者医療制度は医療助成グループ)

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免

対象	新型コロナウイルス感染症により、次のいずれかに該当する世帯 ●主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った ●主たる生計維持者の事業収入などが3割以上減少し、一定の要件を満たす
対象保険料	平成31年度分と令和2年度分、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されている保険料
手続きなど	手続きや減免額など、詳しくはお問い合わせください
申請期間	3月31日(水)まで(必着)
申請・問合せ先	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料は、国保医療助成課保険料収納グループ 介護保険料は、高齢介護課介護保険グループ